

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
日管株式会社	静岡県浜松市中央区池町220-4

2. 指名停止措置期間

令和6年5月24日 ～ 令和6年8月23日 (3ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

4. 事実概要

日管株式会社の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、同社の元取締役は、令和2年6～8月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など3件の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、同社の元取締役は、飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。

なお、公訴時効（3年）が成立している。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第2第15号に該当する。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

<発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会>

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 かわさき たすみ 川崎 友美 (内線 2511)建設専門官 しがや たかひろ 渋谷 隆博 (内線 2512)総務部 経理調達課 課長 ちば てつや 千葉 哲哉 (内線 6551)

○は本件の主務課です。